

後見活動謝金細則

制定 平成 30 年 11 月 19 日

(目的)

第 1 条 この細則は、特定非営利活動法人市民後見人の会（以下「本会」という）が後見人等を受任し、会員が正担当、副担当として後見活動を行う場合に支払う謝金について定める。

(後見活動期間)

第 2 条 後見活動期間は、後見等の審判の確定日より、最終の報酬付与の審判の確定日までとする。

(謝金の支払基準)

第 3 条 後見活動の謝金は、1 事件につき次表による。後見活動期間が 1 年に満たない場合は、活動期間月数とする。

年額・円

区分	金額 ※A	金額 ※B
正担当	42,000	51,600
副担当	31,200	42,000

※A 被後見人等の居所が、JR 大井町を起点として片道の所要時間が、2 時間 30 分以内

※B 被後見人等の居所が、JR 大井町を起点として片道の所要時間が、2 時間 30 分超
注) 所要時間とは、公共の交通機関でなるべく低料金のルートを優先した経路を利用した場合のことをいう。

(支払)

第 4 条 支払は、謝金細則第 4 条による。

(改廃)

第 5 条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。
2. この細則実施については、移行時期の特別措置として、従来の活動費請求は平成 31 年 1 月～3 月で締める（従来は 4 月で締め）。

(管理責任者 後見部会長)